

こども計画について

1. 計画策定の趣旨・背景

令和5年4月の「こども家庭庁」の設立とともに、「こども基本法」が施行され、すべてのこども・若者が幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の方向性が示されました。

竜王町では、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の考え方を内包する「竜王町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後、令和2年には第2期計画として改定、教育・保育サービスや子育て支援サービスの提供による、すべてのこどもの健やかな成長や子育て家庭を支援するためのきめ細かな支援に取り組んできました。

このたび、国の「こども基本法」をふまえつつ、こどもに関する施策及び各分野の関連施策を一体的に実施するため、竜王町こども計画を策定しました。

2. 計画の位置づけと計画期間

本計画は、国のこども大綱、滋賀県の淡海子ども・若者プランをふまえつつ、竜王町総合計画をはじめ、福祉や教育の関連計画との整合性を図り、こども施策を総合的に推進するための計画として位置づけます。

本計画の計画期間は、令和7年度から令和 11 年度までの5年間となります。

3. 計画の対象

本計画における若者の対象年齢については概ね 30 歳程度としますが、施策や事業によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

4. 主な課題

本町のこども・子育て家庭、若者をめぐる環境について、以下のような課題が挙げられます。

家庭の状況によって異なる支援ニーズへの対応が必要

子育て、教育に係る経済的な負担の軽減や、ICT の有効活用が必要

地域ぐるみによる子育て支援の充実と、ヤングケアラーや虐待が疑われるケース、支援を必要とする若者の実態把握と適切な支援へのつながりが必要

父親の子育て参加のさらなる促進、余裕のある子育てのための支援の充実が必要

自己肯定感の醸成や夢や目標を持つことを後押しすることが必要